

日曜営業の給油所

中之島・今町地区の給油所では、交替で日曜営業を実施しています。

1月から2月上旬の日曜日に営業する給油所はつぎのとおりですのでご利用ください。

月/日	給油所名	住所	電話番号
16	浦浅野藤吉商店中之島SS	中之島第6	(6)4327
16	中之島村農協中央SS	中之島第7	(6)5395
23	高森石油刈谷田SS	赤沼	02569 (8)4721
30	小飯塚石油中之島SS	中之島第1	(6)3055
26	長岡高助中之島SS	灰島新田	(6)3245

*年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等の従来から特例を認められていた期間中の日曜日は除外されています。

麻疹の予防接種を実施します

■対象者 昭和55年1月1日～昭和56年6月30日までに生まれた幼児及び6才未満で麻疹にかかったことのない幼児。

■日程

月 日	1月20日(休)	1月28日(金)
対象地区	中野中条・信条・三沼	中之島・上通・中通・西所
受付時間	午後1時30分～2時(厳守)	
会 場	中之島村公民館	

*どちらか都合のよい日に受けてもよろしいです。

- 1) 麻疹にかかった人や前に予防接種を受けた人は受けなくてよいが、かかったかどうか不明の人は受けること。
- 2) 接種の前に「保健指導」を実施しますので、子どもの状態や話のわかる人が連れて来てください。
- 3) 問診票は正確に記入を!特に体温は起床時・接種前に必ず測定のこと。また、母子手帳も忘れずに持参すること。

◎くわしくは保健衛生課にお問い合わせください。

昭和57年

12月

No.112

12月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002

広報 なかのしま



練習の成果を披露

—12月15日 中野保育所のおゆうぎ会—

おもな内容

- この冬の除雪計画 ②～③
- 老人保険法施行について ④
- 予算の執行状況(9月末現在)⑤
- 年末・年始の交通事故防止⑥～⑦
- 出合い頭事故に十分注意を ⑥
- 設備資金の借入申込み受付中⑩
- 最低賃金が改正されました ⑩
- 麻疹の予防接種を実施します⑫

(昭和五十六年八月八日制定)

村民憲章

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう

一、わたくしたちは、伝統を生かし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう

人口のうごき

11月30日現在	()内は前月比
人口 11,363人	(+18)
男 5,581人	(+5)
女 5,782人	(+13)
世帯数 2,269戸	(+4)



前月号「総合体育祭結果から」
で、剣道の個人戦へ新人(新)
一・二年)の部／二位・浅野敏弘君は清野敏弘君の誤りでした。
ここに訂正して、深くお詫びいたします。

一般会計予算の 歳出執行状況

(単位:千円・%)

区分	予算額	支出済額	支出割合
1.議会費	53,087	25,648	48.3
2.総務費	261,055	121,839	46.7
3.民生費	323,862	155,534	48.0
4.衛生費	114,454	66,778	58.3
5.農林水産業費	190,074	43,419	22.8
6.商工費	46,293	31,647	68.4
7.土木費	464,919	177,929	38.3
8.消防費	96,952	61,258	63.2
9.教育費	284,510	117,773	41.4
10.公債費	195,235	88,712	45.3
II.予備費	800	0	0
歳出合計	2,031,241	890,537	43.8

国保特別会計予算の 歳出執行状況

(単位:千円・%)

区分	予算額	支出済額	支出割合
1.総務費	17,699	7,883	44.5
2.保険給付費	515,268	170,089	33.0
3.保健施設費	211	120	75.8
4.基金積立金	2,888	200	6.9
5.公債費	1	0	0
6.諸支出金	402	56	13.9
7.予備費	15,226	0	0
歳出合計	551,695	178,348	32.3

一般会計

予算の執行状況(九月末日現在)

中之島村公示第六十九号

国保特別会計

昭和五十七年度一般会計の当初予算十九億三千百七十五万二千円については、広報なかのしま三月号でくわしくお知らせしましたが、今回は九月末日現在における、昭和五十七年度予算の執行状況についてお知らせします。当初予算はその後、農業振興費、道路新設改良費等を中心として、九千九百四十八万九千円の追加補正を行い、九月末日にます。

昭和五十七年度一般会計の当初予算十九億三千百七十五万二千円についても、広報なかのしま三月号でくわしくお知らせしましたが、今は九月末日現在における、昭和五十七年度予算の執行状況についてお知らせします。

昭和五十七年度一般会計の当初予算十九億三千百七十五万二千円については、広報なかのしま三月号でくわしくお知らせしましたが、今は九月末日現在における、昭和五十七年度予算の執行状況についてお知らせします。

ただいま工事中

—入札結果から—

場所	工事名	工事費(万円)	工事業者名	完了予定期
中之島	第8号支線下水路(第2次)工事	127	室橋組	58.1.12
中条	道路改良工事	550	株第一和光産業	58.3.23
狐興野	道路改良(2次)工事	335	御宝建設	58.2.6
赤沼	(第2次)道路改良工事	440	新興建設	58.3.23
中興野	道路改良工事	585	株佐藤組	58.3.23

水道の濁りについてお願い

停電のため、次により青木浄水場の送・配水ポンプを停止しますので、地域によってはしばらくの間、水が濁ることがあります。ご使用の際は、十分注意してください。

■停止日／昭和58年1月14日(金) 午前10時～12時

■連絡先／青木浄水場 (☎02586(6)3294)

見附市ガス水道課(☎02586(2)1700)

11月30日、中之島大学では食生活改善推進協議会の協力を得て、お年寄り向き食事の試食会を開催。一緒に試食を囲みながら、作る側の苦心や配慮、食べる側の要望などを話し合い、楽しいひとときを過ごしていました。



昭和五十八年二月一日から七十才(寝たきりの人は六十五才)以上のすべてのお年寄りは、新しく生まれた老人保健法により、老人保健でお医者さんにかかることになります。

昭和四十八年に創設された老人保健費負担制度により、予防老人の方々は費用の心配なく、医療を受けられるようになります。その反面、この制度はややもすると健康に対する自覚を弱め、無料のための行き過ぎた受診を招いているとの指摘もされています。また、病気になつてからの対策にかたより、予防から機能訓練に至る、保健サービスの一貫性に欠けているといふ指摘もなされています。老人保健法は、これらの指摘

守る」という意識を老人に持つてもらい、壮年期からの健康づくりと適切な医療を確保するということも、この法律の一つの考え方になっています。新しく生まれた老人保健法は、来年二月から施行されます。

を踏まえ、また、目の前に控えている高齢化社会にも対応できるよう、期待を抱つて生まれた法律です。そして、"自分の健康は自分で守る"という意識を老人に持つてもらいたい、壮年期からの健康づくりと適切な医療を確保するということも、この法律の一つの考え方になっています。

3、一部負担金

いまでは老人医療費支給制度により、老人の医療費は無料でした。これからは、外来患者は一ヶ月に四百円を、入院者は二ヶ月を限度に一日三百円を、一部負担金として医療機関に支払うことになります。

3、一部負担金

いまでは老人医療費支給制度により、老人の医療費は無料でした。これからは、外来患者は一ヶ月に四百円を、入院者は二ヶ月を限度に一日三百円を、一部負担金として医療機関に支払うことになります。

初診・再診を問わず、月の最

初の診療日に支払い

※この一部負担金が導入された趣旨の一つは、老人に「自分の健康は自分でつくる」という健

康管理に対する自覚を強めても

らうこと、もう一つは公平な費

用負担ということです。例えば

老人の医療費を能力に応じて負

担している、若い働き手の場合

初診料八百円を、入院すれば一

日五百円(一ヶ月間)を負担し

ています。また、国民健康保険

の場合は、三割の自己負担があ

ります。これらのこと考慮し

て、老人が医療サービスを受け

た際には、実際にかかった費用

のごく一部を、無理のない程度

に負担していただくものになつ

たものです。

老人が医療サービスを受け

た際には、実際にかかった費用

献眼にご協力を…

美しい瞳をもちながら、その瞳の一部分の障害により光と希望を失い、そしてなによりも心の扉のとざされた人たちがたくさんいます。この人たちに“愛と光を”という趣旨のもとに、昭和42年2月新潟眼球銀行が設立されました。

アイバンクでは眼科医、地域団体などの協力により献眼登録、眼球あせんなどをを行っております。

光から見放されてきた目の不自由な人たちが、一日も早く心の扉を開き、明るい光・希望の光をとりもどすことができますよう、献眼運動のみなさまからの暖かいご協力を願っています。

くわしいことについては、役場保健衛生課か(財)新潟眼球銀行(新潟市学校町通一番町602 新潟県衛生部公衆衛生課内 (☎0252-23-5511)へお問い合わせください。

《眼球提供登録および献眼の状況》 (昭和57年3月31日現在)

区分	眼球提供登録者数	献眼者数	角膜移植者数
男	1,736人	92人	164人
女	1,559	55	77
計	3,295	147	241

製造業のみなさん、通商産業省では昭和五十七年十二月三十一日現在で、昭和五十七年工業統計調査を実施します。

この調査は、製造業を対象として、製品の出荷額、原材料使用額、従業者数、有形固定資産額などを調査し、

国工業の実態を明らかにする

ことを目的としています。

この統計調査の結果は、わが

国が各種製品の生産、販売計

昭和57年 工業統計調査 統計調査にご協力を

製造業のみなさん

新潟県地場中小工業統計調査

エネルギー

消費構造

されます。

調査をお願いする製造事業所には、調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。記載された内容については、統計法により統計以外の目的には使

用されませんので、そのまま

記入してくださいよ。

ます。



●会 場
中之島村公民館
●期 間
昭和58年2月18日(金)から
2月22日(火)まで
●主 催
中之島村教育委員会・中之島文化活動の振興を図る。

第9回 村民作品展

ふるて出で品してください
村民のみなさん、

書、画、写真、工芸などの創作作品の展示と鑑賞の機会を提供し、村民の豊かな情操を養い文化活動の振興を図る。

県では、中小企業の省エネルギー対策を推進するため、昨年、省エネエネルギー指導車を購入し、巡回技術指導を実施しています。なお、指導の概要は次のとおりです。

巡回技術指導車による巡回技術指導を実施していますが、それを活用されることもおすすめいたします。

すめいたします。

設備資金を利用される中小企業者の方へ

県では、設備の近代化・合理化等を計画されている中小企業者に対し、次の無利子または低利の設備資金の貸付制度を実施しています。

現在、第2次募集中ですので借り入れを希望される方は、早めに役場産業課商工係へ申し込みください。

◎貸付金の種類

名 称	限 度 額	利 率	償還方法
中小企業設備近代化資金	所要資金の1/2(1,500万円)以内	無利子	1年据置4年均等 (公害防止設備) (は11年均等)
中小企業設備合理化資金	所要資金の1/2(1,200万円)以内	年4.8%	1年据置6年均等
	"(900万円)以内	"	1年据置4年均等
中小企業事業転換設備資金	"(1,000万円)以内	"	2年据置5年均等
中小商業近代化資金	"(1,000万円)以内	"	1年据置6年均等
	"(450万円)以内	"	1年据置4年均等

◎申込期限／貸付枠に達した時点で締め切りますので、早めに申し込みください。

◎問い合わせ先／役場産業課商工係、商工会または県商工労働部商企画課(☎0252-23-5511・内線3263)

新潟県の最低賃金が改正されました

県下のすべての労働者に適用される新潟県最低賃金は
一般労働者 1日3,053円・時間給労働者 1時間382円

効力発生日…57年10月10日

食料品製造業

1日………3,360円

時間給労働者については1時間420円

ただし、手作業による洗びん、包装・箱詰め、魚介類の内臓取り出し若しくは殻出し、又はレッテルはり、清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、新潟県最低賃金の3,053円(時給者382円)を適用。

効力発生日=57年12月6日

出版・印刷・同関連産業

(速記・筆耕・複写業を含む)

1日………3,528円

時間給労働者については1時間441円
ただし、次にかかる労働者については

1日………3,192円

時間給労働者については1時間399円

①雇入れ後6ヶ月未満の技術習得中の者。
②印刷物の整理、はさみ込み、封筒入れ、
帶封、清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。

効力発生日=57年12月6日

卸売業・小売業

1日………3,280円

時間給労働者については1時間410円

ただし、①飲食店②清掃・片付け・賄いの業務に主として従事する者については新潟県最低賃金の3,053円(時給者382円)を適用。

効力発生日=57年12月6日

休日在宅当番医のお知らせ

1月から2月上旬の休日在宅当番医は下表のとおりです。内、外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。

時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

内科 外科

月/日	医院名	電話番号	医院名	電話番号
1/1	富田医院	(6)2226	寺師医院	(2)0137
2	星野(弘)医院	(2)0998	石川医院	(6)2140
3	山喜医院	(2)0646	佐々木医院	(2)2357
9	星野(南)医院	(6)2103	岩崎医院	(2)1122
15	内島医院	(6)2446	金井医院	(2)0116
16	山谷医院	(2)0371	寺師医院	(2)0137
23	霜鳥医院	(2)0579	石川医院	(6)2140
30	小林医院	(2)0562	佐々木医院	(2)2357
2/6	堀医院	(6)2133	岩崎医院	(2)1122

- ◆照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002
- ◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

こんなときは必ず届出を

●14日以内に●

国保をやめる場合

届出をしなければならない場合	持参するもの
職場の健康保険にはいったとき	印かん 両方の保険証 (職場の保険証が未交付のときは、証明できるもの)
転出するとき	印かん 保険証
死亡したとき	印かん 保険証 死亡を証明するもの
生活保護をうけるようになつたとき	印かん 保険証 保護決定通知書

國民健康保險入選標語

健康づくりの輪を広げよう 家から街へ

医者 くすり 頼り過ぎからなる病気

医療費節約を考えましょう

年度	1人当たり医療費	前年と比べたのび率
52年度	70,154円	—
53年度	75,426円	1.07倍
54年度	84,705円	1.12倍
55年度	97,493円	1.15倍
56年度	103,577円	1.06倍

医療費が5年間に50%近く伸びています。

56年度では1人当たりの医療費が10万円を超えるました。医療費が増えると、みなさんが負担する保険税も増えることになります。医療費節約のために次のようなことを心がけましょう

- 深夜・休日・時間外受診はできるだけさけましょう。
- お医者さんのハシゴ受診や薬のムダをなくしましょう。
- 病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。

保の手続きがあくられた場合

●加入の届出がおくれると

国保に加入しなければならないのに、届出がおくれると**保険税をさかのぼって**とられたり、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

●やめる届出がおくれると

国保の資格がなくなったのに届出がおくれると、保険証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受ける人があります。このようなときは、市町村で負担した医療費（かかった費用の7割分）は、あとで返していただくことになりますので、ご注意ください。

高額療養費自己負担分 一月診療分より五万一千円

日から引き上げられることになりました。
今まで、私たちがお医者さんにかかったとき、医療費の自己負担分として、一人、一ヶ月、（一つの病院、診療所に）四万五千円以上を支払った場合は、四万五千円を超えた分は全額、国民健康保険から払いもどされることになつていきました。

一月一日から、この自己負担分の限度額が五万一千円に引き上げられます。

ただし、低所得者（住民税非課税世帯）については三万九千円に据え置かれます。



國民健康保險入選標語

保険税 あげるもさげるも君したい

国保税 明るいわが家の健康貯蓄

受領委任払できる協定病院

病院所在地	病院名	病院所在地	病院名
新潟市川岸町	長岡市日赤町	長岡赤十字病院	県立ガンセンター・新潟病院
福住町	神田町	中央総合病院	病院名
長町	立川綜合病院	三条市三ノ町	病院所在地
内町	吉田外科病院	一ノ木戸	病院名
田町	宮内病院	三条市寿	病院所在地
長岡保養園	見附市本町	三条町病院	病院名
田宮病院	西蒲原郡吉田町	本町	病院所在地
		一ノ木戸	病院名
		三条総合病院	病院所在地
		済生会三条病院	病院名
		田島	病院所在地
		富永草野整形外科病院	病院名
		寺師医院	病院所在地
		県立吉田病院	病院名

① 病院に「受領委任状」の申し出をして、病院の同意を得る。

② 高額療養費受領委任状承認申請書及び支給申請書を病院からもらい、必要事項記入の上役場へ提出して、村長の承認を得る。

※協定病院以外の入院で、お困りの方は高額療養費貸付制度がありますので、ご利用ください。

国保では、左記病院について、高額療養費受領委任払制度の協定を結んでおりまのでご利用ください。

この制度は、自己負担限度額を超えた分の受け取りを、病院に委任するというものですから、病院の窓口へは自己負担分の五万一千円を支払いするだけですみます。

高額療養費受領委任払
制度をご利用ください